

## 【選定審査講評】

指定管理者制度は、公の施設の管理運営について民間事業者も施設管理者の対象としており、公の施設のサービスの向上、民間活力の導入、効率的な管理運営による経費の縮減等を目的としています。

今回、指定管理期間が令和8年3月31日を以って満了する宝泉寺交通センターについて、令和8年4月1日以降の指定管理者候補者の選定審査を実施しました。宝泉寺交通センターは、国鉄宮原線の廃止に伴う代替交通機関である民営バスを利用するすべての人の利便を図る公共用施設として交通センターを設置及び地域活性化の場としてより効果的な活用を図るため、平成28年度より指定管理者制度を導入しました。

今回の応募は、現行指定管理者である「このえまち総合サービス株式会社」1者からの応募となりました。現在1期目（令和5年4月1日から令和8年3月31日）ではありますが、自主事業も実施しており堅実な管理運営を行ってきた実績が確認出来ました。ヒアリングの際には、管理運営についても積極的な考えをもち、地域活性化等に取り組む提案があったことから指定管理者として適切であると認め、引き続き同者を指定管理者候補者として選定しました。

最後に、指定管理者候補者の選定に当たり、多大なご尽力を頂きました提案者に厚くお礼申し上げますとともに、今後とも指定管理施設が適切に管理運営され、本町住民の利便の向上、並びに観光振興等に寄与することを祈念して講評の結びとさせていただきます。

令和7年11月19日

九重町指定管理者選定委員会  
委員長 武石 啓治